

地域の祭囃子再興を目指した大学と小学校との連携の取り組み：その1

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金井, 公美子, Kanai, Kumiko メールアドレス: 所属:
URL	https://senzoku.repo.nii.ac.jp/records/2000046

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



地域の祭囃子再興を目指した大学と 小学校との連携の取り組み

—その1—

Collaborative Efforts Between University and Elementary School for the Revival of Local Folk Music

金井 公美子
Kanai Kumiko

1 はじめに

1-1 問題の背景と本研究の目的

近年、グローバル化が目覚ましい発展を遂げ、その加速とともに異文化・自文化の理解が不可欠の今日、学校教育においても「我が国や郷土の伝統や文化」の理解が強調されている。2017年改訂の幼稚園教育要領では領域「環境」に「伝統的な行事」「わらべうたや我が国の伝統的な遊び」に親しむことが、また小学校学習指導要領「音楽」には「他者と協働」し、「生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識」を深め、「我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わう」ことなどが示された。

また、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点から、伝統芸能を尊重・継承する上で、地域・学校園・大学の連携が必要であることはこれまでの研究で明らかにしてきた。さらに、社会的背景としては、昨今の地球温暖化に伴う自然災害を教訓として、子どもから大人まで協働するコミュニティの団結が必須であり、強い地域共同体づくりが求められることがあげられる。しかし、大学及び近隣小学校の同一地域内の神社の例大祭に、かつて鳴り響いていた祭囃子は核家族化や少子高齢化によって50年ほど前から伝承が断絶していると伝わる。このことから、地域が共同体として活性化する糸口の一つが、地域の伝統行事における祭囃子にあるのではないかと考えた。そこで、地域に祭囃子などの「郷土の伝統音楽」がない、あるいは失われた地域での学校園はどのように「郷土の伝統音楽」と向き合うのか、という問いが生じた。それを踏まえ、本論文では伝統を継承するために、この祭囃子の経緯を探り、現在失われてしまった祭囃子の流派を推定し、再興のための手がかりを探ることを目的とする。その第1報では、筆者の本務校の同一地域にある久本に現在失われてしまったお囃子の伝承経路を探るとともに、川崎市立久本小学校における日本の伝統芸術を教材とした篠笛を用いた音楽授業について報告する。今年度、コロナ5類に移行後に再開した篠笛の出前授業について、児童・学生の授業アンケートから分析・検証から、それぞれの学びを明確にし、今後の授業改善の課題を見出す。そして今後の地域で行われる例大祭の祭囃子再興という目標へと繋げていく。

1-2 方法

国内閣府の方針や国民の意識を確認するために、国土交通省が実施した国民意識調査による「日本の伝統的な感性」をもとに、日本人の美意識の推移を探り、現代社会に求められる3点の感性を踏まえる。更に学習指導要領より伝統についての記述を抜き出し、これまでの考え方の推移を確認する。

そして、郷土の音楽に属し、日本人のコミュニティの在り方の一つとして代表される地域の祭囃子に視点をあてる。まず、江戸の中心的な流派のうち、川崎市高津区に影響を与えたであろう祭囃子の特徴を捉える。その上で、川崎市文化財調査集録をもとに、久本に現在失われてしまったお囃子の伝承経路を探り、再興のための手がかりを得る。

また、子どもの教育面では、伝統楽器である篠笛を用いて、学校生活における音楽科の学習内容と地域交流の接点を見据えて、久本小学校4年生を対象に筆者と本大学3年生が授業実践を行う。そして、授業実践に関して実施した児童と学生のアンケートを分析考察し、授業改善のための一助とする。

2 国土交通省・内閣府・文科省が示す日本人の感性と伝統に関する見解¹

以下に、国の調査に基づき国民の意識が日本人の伝統をどのように捉えているのかを示し、そして学習指導要領の目指す伝統音楽の記述を抜き出す。

2-1 日本人の美意識の変化—国土交通省の見解

日本人が古代から持ち続けている感性（美意識²）のうち、「他者への思いやり」、「伝統・文化」、「調和と協調」に視点をあてて述べていく。

国土交通省の調査は2019年2月にインターネットを通じて、全国の1000人の男女20代から60代を対象に行われた。

表1 日本の伝統的な感性（美意識） 国土交通省「国民意識調査」2019より



この表1から、「他者への思いやり」、「伝統・文化や風習」、「調和と協働の精神」の上位3点が国民の美意識のうち最も重視した内容であることがわかる。以下、それぞれの項目について述べる。

2-1-1 他者への思いやり

「他者への思いやり」、または義理がたさについては、明治時代には新渡戸稲造が「武士道」を日本人の感性（美意識）にとらえ、美意識の根底には、「義」「仁（情け）」「礼（敬意）」「誠（誠実さ）」等の徳（人として優れた精神性）があると述べている（国土交通白書 2019:20）。他者との関係性を最も重んじる日本人は、コミュニケーションの中に他者への思いやりや義理がたさを欠かさない。この項目が1位であることは小学校学習指導要領音楽編（2017:152）の道德教育に関する配慮事項とも重なる。すなわち、「各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること」とあり、子どものころから日本人の美意識として定着させたい内容となる。

2-1-2 伝統・文化や風習

古来、地域に根差した伝統的な行事、更には祭囃子などは、師匠と弟子という関係性を基盤に継承するというものであったと考えられる。それ故、師匠の継続性が絶たれた場合、その存続は難しい。また、需要の減少や、担い手不足、対価を得られないなどの理由で継承することが不可能となり、伝統が絶たれ、文化の衰退を招くことも想像に難くない。ただし、日本人の奥深い感性としては「詫び・寂び」が、今でも日本人の心に記憶されており、「簡素だけではなく、明白にせず曖昧に暗示することによる美しさや、古いものの内側からにじみ出てくる（外装に関係しない）美しさなどを表現した」（国土交通白書 2019:21）ものを、慎ましさ、質素さ、豊かさ、奥深さを感じさせる趣として美意識の上位にあげている。

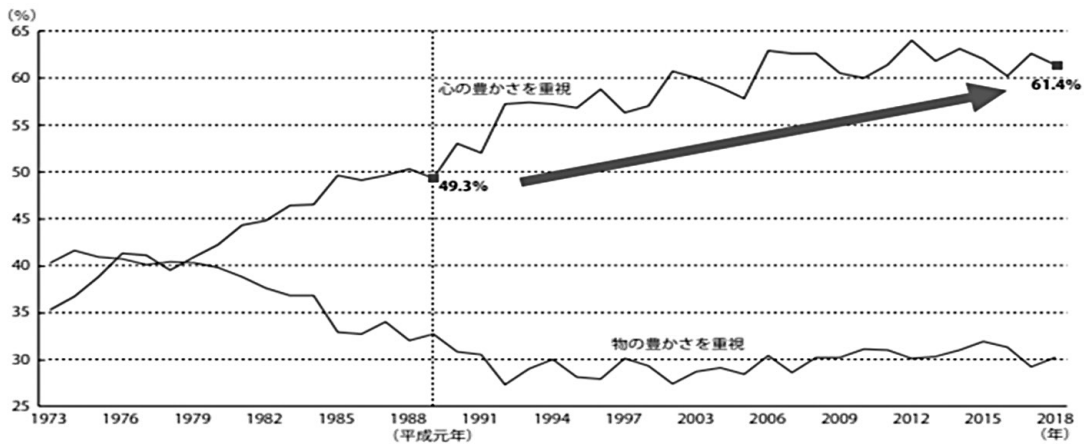
2-1-3 調和と協働の精神

「調和や協働」は、江戸時代の長屋での日常生活からもうかがえる。共有する井戸端で女性たちのコミュニティの場をはじめ、日常的に生活必需品の貸し借りや、育児への協力が相互扶助の精神によって行われていた。このようなご近所との繋がりや支え合いのあるコミュニティは日常的であり、地域のお祭りのような行事は、地元をあげて積極的に参加した地域住民によって支えられていた。現代では人とのつながり、支え合いが希薄化、簡素化し、日常生活における調和と協働が脆弱の傾向にある。そのような背景から、「調和と協働」に、より人々の関心が向けられていると考えられる。

2-2 高度成長期から心のゆとりへの推移－内閣府

日本の社会と人々の生活が大きく変革を遂げたのは1955年頃から1973年までで、急激な経済成長が日本人の感性を変えてしまったと言っても過言ではない。人々が旧来の美意識を忘れ、生産性、効率性を重視するようになったことで、日本の物質的な豊かさを追い求める社会へと変貌していった。経済の中心は大都市に集中し、そのため地方の過疎化が問題視されるようになった。

表2 「豊かさ」に関する意識の推移 内閣府「国民生活に関する世論調査」より国土交通省作成



1989年以降になると、内閣府の「国民生活に関する世論調査」³において、「物の豊かさ」と「心の豊かさ」との比重の置き方の調査が行われ、表2のように1976~1979年頃を境に社会的な価値観に変化をもたらした。この理由として、戦後の経済復興や高度成長期には物質的な豊かさが強調されたが、経済状況も安定し、「量」から「質」へ、心の充実や安定が優先されるようになったと考えられる。

同じく、2019年の内閣府の「社会意識に関する世論調査」⁴では、日本の誇りについて上位から順に、「美しい自然」、「治安の良さ」、「すぐれた文化や芸術」、「長い歴史と伝統」、「国民の勤勉さ、才能」、「国民の人情味や義理がたさ」であった。平成に入り全体的に上昇傾向にあり、特に「義理がたさ」「伝統・文化」「自然」の項目はおおむね上昇している。急激に変化する時代においても、日本人の意識は古来より大切にしてきた、ものの豊かさよりも心の豊かさを欲していると推察される。

2-3 学習指導要領の目指す伝統音楽

2017年改訂の幼稚園教育要領では領域「環境」に、「伝統的な行事」「わらべうたや我が国の伝統的な遊び」に親しむことが記された。また小学校学習指導要領「音楽」では、音楽科の改訂の趣旨及び要点(2017:8)の中で、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」と記され、他にも「他者と協働」し、「生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識」を深め、「我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わう」ことなどが示された。これまで、学習指導要領はその時代の流れや社会状況により内容を改訂してきたが学習指導要領試案からの目標である「豊かな情操を養う」という要諦を承継してきたと言える。

ここで、小学校の学習指導要領において、伝統音楽の指導内容がこれまでどのような変遷をたどってきたかを表3に示す。

四

表3 学習指導要領における伝統音楽の指導内容（太字は筆者による）

昭和22年の第4学年は「ヨーロッパ音楽を主体とするが、なお 日本の伝統的音楽 の音組織による歌も次第に入れる」の説明書きに「第3学年までで一応ヨーロッパ音楽の感覚を作り上げ、その基礎の上にヨーロッパ音楽としては短音階を、さらに 日本の伝統的な音楽 の歌も漸次導入して音感覚を豊富にしていく」
昭和33年には「我が国及び世界の音楽文化に対する正しい理解を得させ、優れた音楽を継承し、 わが国の音楽文化 を向上させようとする基礎的な態度を養う」
昭和43年の第6学年の鑑賞内容の中では「イ 日本の楽器 及び世界の主な民族楽器を理解させる」
昭和55年の第6学年の鑑賞内容の中で「ア 組曲及び歌曲並びに 箏（そう）及び尺八の音楽 を含めたいろいろな種類の声楽曲や器楽曲」
平成元年には鑑賞内容の中で「ア 歌曲及び 郷土の音楽 を含めたいろいろな種類の楽曲」
平成10年の第3学年及び第4学年の鑑賞内容の中で「イ 劇の音楽、管弦楽の音楽、 郷土の音楽 、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の楽曲」
平成20年は「我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や 郷土の伝統音楽 の指導が一層充実して行われるようにする」
平成29年は「我が国の音楽文化に愛着をもつ」や「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」を重視することが盛り込まれ、A 表現では、(2) 器楽の活動「ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、 和楽器 などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。」「 和楽器 や諸外国に伝わる打楽器を学習内容に応じて適切に取り扱い、 わが国の音楽 や 郷土の音楽 、諸外国の音楽に対する関心を高めるようにすることが必要である」。B 鑑賞には、「ア 和楽器の音楽 を含めた わが国の音楽 、 郷土の音楽 、諸外国に伝わる民謡など生活との関わりを捉えやすい音楽、劇の音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の曲」「アの事項は、児童がいろいろな種類の音楽に親しむようにし、児童の発達の段階に応じて適切な教材を選択するための観点である。具体的には、箏や 和太鼓の音楽 など 和楽器の音楽 を含めた わが国の音楽 、わらべうたや民謡、 祭囃子 など生活している 地域 などで親しまれている 郷土の音楽 、～などを教材として選択することが大切と記された。また、中央教育審議会答申においては、「我が国や 郷土の伝統音楽 に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、 我が国や郷土の音楽 の指導に当たっての配慮事項として、「楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法 について工夫すること」を細かく示している。

昭和22年、最初の学習指導要領試案の音楽科編が作曲家・諸井三郎（1903-1977）によって作成されたが、そこでは、新たな西洋音楽のみにとらわれるのではなく、これまで継承されてきた伝統音楽に新たな解釈を加えて西洋音楽との共存を図ったことがくみ取れる。表3は昭和22年から日本の伝統音楽の内容も含まれていたことが分かるが、本格的に伝統音楽や郷土の音楽を重視するようになったのは平成に入ってからである。特筆すべきことは、平成元年学習指導要領では、第5.6学年の旋律楽器の取り扱いに「和楽器及び諸外国の民族楽器」から選択するよう示され、以後本格的に伝統音楽及び郷土の音楽を演奏することが強調された。現行の学習指導要領（平成29年）では、我が国や郷土の伝統音楽のよさを工夫するとともに、新たに愛着をもつことができるよう工夫することが示された。「指導計画の作成と内容の取扱い」には、音源や楽譜などの示し方や口唱歌を用いる（文科省2018:128-129）など授業の指導方法の工夫が言及された。これまでより一歩前進した感がある。つまり、伝統音楽の指導においても、西洋音楽と同様、鑑賞のみではなく、楽器に直に触れ、和楽器特有の奏法や音色感、独特な拍感などを肌で感じることで伝統音楽を身近に感じさせることがより重視されるようになった。学習指導要領は、自国の伝統的な音楽についての見識を深め、広め、更には高めることを目指し、それによって日本国民としての自国の文化に対する責任と愛慕の情をもつ意味が込められていると考える。

3 地域の伝統行事「祭り囃子」の伝承

筆者の本務校と同一地域にある、川崎市高津区久本町の久本神社の祭囃子は途絶えてしまって久しいが、久本の地域コミュニティにとって重要な位置を占めていたにちがいない。

まずは、高津区久本町の変遷から辿ることとする。

3-1 高津区久本町の変遷

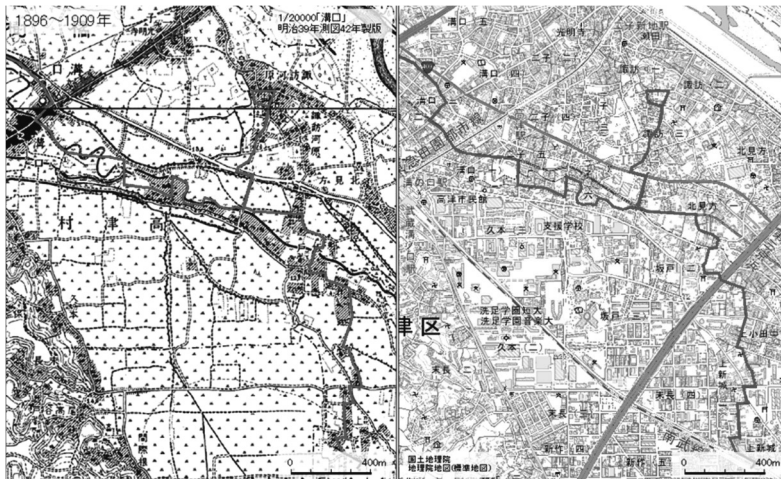
1878年川崎市内の中部に属する地域は、現在の高津区、中原区、宮前区に相当する。ここで、高津区になるまでの変遷について詳細を記す(表4)。

まず、川崎市域の行政区画の推移は、以下のとおりである(川崎市 1991:13-14)。

表4 川崎市域の行政区画の推移

西暦	川崎市高津区の変遷
1874年	大区小区制が施行されており、久本村は5大区の1小区に属する。
1878年	郡区町村編制法が施行され、橘樹郡に属している。
1889年	全国に市制・町村制が施行され、久本村を含む8村が合併し、橘郡高津村が成立 ⁵⁾ 。
1924年	川崎市の成立。
1928年	町制が施行され、高津町となった。
1937年	市制施行で高津街は川崎市に編入した。
1972年	区制施行され現在の高津区となった。

図1 1896~1909年と2019年の高津区久本の地図の変遷(今昔マップ 谷謙二により探索した経路)



六

表4の内容をもとに、もとは橘樹郡高津村に属していたとされる土地がどのような場所だったかを、図1の地図から明らかにする。川崎市は、「川崎」という名前が示すように川とは深い関わりがあり、川から多くの恩恵を受けて発展し、文化を生み出した地域である⁶⁾。1896年の地図ではほとんど家屋はなく、農地が広がり、水路が蛇行する形で東西へ延びていた。それから徐々に都市化も進み、1927年には鉄道の開通など、公共交通機関も整備され、1948年には洗足学園が久本の地に高等学校と幼稚園を開校、現在では幼稚園から大学院を有する総合学園に発展している。学園の発展に象徴されるよう

に、2019年の地図に至るまでに地域の発展は著しいものがある。現在では学校や多くの住宅、特に高層マンションなどが立ち並ぶ、活気ある地域となっている。

3-2 高津区の祭囃子の由来とその特徴

はじめに、高津区の祭囃子の源流とみられる江戸祭囃子の神田囃子、目黒囃子を紹介してから、高津区の民俗無形文化財について記し、久本神社の祭囃子の由来について検討する。

3-2-1 神田囃子

江戸の祭礼では文化・文政期（1804～1830）頃になると祭囃子があちこちで演奏された。その祭囃子の本流ともいわれる流派が神田囃子である。これは、東京都民族無形文化財に指定された郷土芸能であり、上述にある神田囃子は目黒囃子の流派の源とされる。以下にその特徴を記す。

- ①伝承：口伝によって「神田囃子保存会」を中心に、その囃子を守り伝承する活動を行う
- ②編成：基本5人囃子で、大太鼓「オオカン」1、小太鼓「ツケ」2、鉦「四助（ヨスケ）」1、笛1
- ③演目：締め太鼓から（屋台・昇殿・鎌倉（四丁目）・上がり屋台）の順で演奏
- ④演奏法：神田囃子の特徴はテンポがゆっくりめの「大間（間が大きい囃子）」で演奏（申田1997）
- ⑤特徴・流麗で緩やかな音色や締め太鼓と笛が絡み合うような曲展開が魅力的
 - ・笛の旋律は懐かしさを感じさせるため、昔の情景を思い出させる趣がある
 - ・鉦の音は祇園囃子と違って主張が弱く、リズムを支える柱となる
 - ・大太鼓（長胴太鼓）の音は節の代わりを伝え、締め太鼓の刻むリズムのベースに色を足す
 - ・口伝ならではの「訛り」が反映され、演奏者による個性が加えられる

3-2-2 目黒囃子 神田囃子の流れを汲むといわれ、区指定無形民俗文化財である。

- ①伝承：調布・府中などの多くの多摩地域にまで広く伝承。現在3団体が保存団体として認定。熊野神社、碑文谷八幡宮、八雲の氷川神社の祭礼で演奏をおこなう。また、子ども教室「みどり」⁷において、熊野神社を拠点に活動し、目黒ばやし自緑保存会の先生方が目黒区立緑ヶ丘小学校の音楽室で週3回、お囃子の練習を行っている。練習の成果は学校行事のお祭り広場や鑑賞会、熊野神社の例大祭などで披露され、積極的に継承活動を行う。
- ②編成：5人囃子で、鉦（スリガネ・ヨスケ）、大太鼓（オード）、小太鼓（シラベ）
- ③演目：（破矢・宮昇殿・鎌倉・国固（堅）・師調目）が主な演奏曲目だが、これらを演奏できない団体も多く、その場合は「子守歌」「仁羽」などで代用されて演奏（申田1997）
- ④演奏法：間の取り方、テンポによる分類では、神田囃子の大間に対して、目黒囃子は中間⁸

七

3-2-3 高津区の囃子—久本の囃子の成立と断絶

はじめに、これまでの川崎市の祭り囃子の伝承について「川崎市文化財調査集録」第4集（1968）より抜粋し、その痕跡について辿っていく。

川崎市内の祭囃子は明治初年から、昭和10年代までは、江戸時代の村の単位、現在の町単位に無数

のお囃子団体、すなわち囃子連があった。囃子連は、近郷や東京都西部の祭礼にも招かれて演奏活動を行った。このお囃子は、江戸時代のはじめに、江戸・葛西郡にある香取明神の神主が始めたものと伝えられ、葛西囃子となる。やがて深川、神田、目黒などに伝わり、深川囃子、神田囃子、目黒囃子の流派が生じたと伝わる。そして、川崎市内の中部以南のお囃子は、この目黒囃子の流れを汲むものであるとされている。

現在は、高津区の無形文化財三種のうち、祭囃子は「諏訪神社祭囃子」「下作囃子連」である。ここではその二つの囃子をまず紹介し、そのルーツを探る。続いて、現在途絶えてしまった久本囃子について考察する。

(1) 諏訪神社祭囃子

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課『川崎市文化財調査集録 第54集』で紹介される無形文化財として、2018年諏訪神社の祭囃子が認定された。

諏訪神社祭囃子は高津区諏訪に位置する諏訪神社で行われ、祭囃子保存会が主となり活動を行っている。明治初期に村の娯楽として行われていたお囃子や祝舞がその由来である。一時中断したが、昭和54年に囃子連再結成の気運が高まった。しかし当時囃子連が4名しかおらず、後継者作りに奔走した結果30名ほどが集まり「諏訪神社祭囃子保存会」が結成された。また、明治初年には農業生活の一部として正月の悪魔払いや初午、諏訪神社の祭礼の際に奉納されていた。

- ①楽器：鉦留め太鼓（大バチ、オードウ）・短銅棒付き締太鼓（小バチ、シラベ）・摺鉦（ヨスケ）・篠笛（トンビ）
- ②演目：とおりっぱなし（ハヤ・宮昇殿・鎌倉・宮鎌倉・国堅め・師調目・ハヤ）
奥伝（金澤・矢車・金獅子・両国など）
囃子神楽：種蒔（大黒様が演じる）・神楽昇殿

(2) 下作囃子連

次に下作囃子連は、2019年川崎市無形民俗文化財の認定を受ける。下作延神明神社を拠点に活動している。一度、活動が途切れたが、1965年に復活し、現在に至っている。

- ①演目：破矢 鎌倉 しちょうめ 破矢

(3) 久本囃子

さて、久本神社近辺で行われていた祭囃子について高久舞（2017:205）が調査を行っている。それによれば、昭和30年代に川崎市や大田区で名人と言われた鈴木要三郎が、川崎市高津区久地、溝口で祭囃子の指導を行ったという記載がある。鈴木要三郎は、大田区田園調布で生まれ、ここでは多摩川浅間神社を拠点とする沼部囃子が伝承されており、鈴木も先輩から囃子を習っているとある。沼部囃子は江戸期の享保年間に目黒囃子と相模流囃子を明治期にミックスしてアレンジしたもの⁹とあり、これより目黒囃子の流れを汲んだものが演奏されていた可能性が高い。今回は沼部囃子の調査までは至っていない。

また、久本小学校『創立三十周年記念ひさもと』（1975）には「今もさかんなおまつり」と題して記事が掲載されている。ここには「溝の口神社のおまつりは、今も大へんなにぎわいをみせています」とあり、「まつりが近づくと、家々ののきさきに「かさどうろう」がたてられ、神社には大きなのぼりも

たてられました。おみこしは昭和八年ごろからはじまりました」と続く。すなわち、この記述は1975年で、約50年前の溝口神社について触れていることから、地域の人々から久本神社のお祭りの認識は薄かったのではないかと推察される。

3-3 祭囃子の影響関係

3-2-1、3-2-2、3-2-3 に示した祭囃子の演目を表5にまとめる。

表5 お囃子による演目の比較表（太字は共通する演目）

お囃子	演 目
神田囃子	屋台 昇殿 鎌倉 四丁目 屋台
目黒囃子	破矢・宮昇殿・ 鎌倉 ・国固（堅）・師調目
諏訪囃子	ハヤ・宮昇殿・ 鎌倉 ・宮鎌倉・ 国堅め ・師調目・ハヤ
下作囃子	破矢 鎌倉 しちょうめ 破矢

表5の演目からも見られるように諏訪囃子は、目黒囃子とほとんど演目が似ている。諏訪は地理的にも目黒に近いので目黒囃子の影響を受けていることが濃厚である。そして、少し離れた下作は省略型の演目構成となる。これらの演目構成をふまえると、久本囃子は、目黒の流れを汲むか、もしくは下作のように省略型で演奏されていたと推測される。

4 小学校における篠笛授業の実践

本学と久本小学校は、これまで9年間、音楽教育コースの学生やゼミ生による学習支援ボランティアや篠笛の出前授業、そして地元の神社の例大祭への参加など協力関係ができています。この3年間コロナの影響で実施できなかったが、今年度篠笛出前授業が再開し、改めて和楽器演奏の授業を試みた。

4-1 小学校との協働による出前授業の準備過程

まず、小学校での篠笛授業再開に先立ち、打ち合わせ（2023.5.15）のため、小学校の校長先生と音楽担当教員に篠笛の授業実践の根拠について以下の4点について説明し、これまでの祭囃子実践映像を提示した。今年度の祭囃子の実践に向け、大学との連携方法・内容について確認した。

1. 平成29年改訂学習指導要領における生きる力の重要性のさらなる明確化
2. 幼保小の架け橋プログラムの提示
3. 地域と学校の連携・協働の具体的な明示
4. 小学校段階から伝統音楽に親しむためのきっかけづくり

九

4-2 授業実践内容と時間配分

篠笛の授業実践は、以前は4年生4クラス、3時間扱いであったが、現在では4年生が5クラスに増加しているため、今回の実践では1コマ35分として、2時間扱いで行われた。この短時間になるべく

笛を吹く時間を多く取るために、児童の振り返りシートは各クラスに戻ってから行った。表6のように時間配分には相当な工夫を要し、笛の配布や回収、次のクラスが使えるようにするための洗浄、消毒は、休み時間も含め行うこととなった。また、図2のように、学生によるチームティーチングや視覚的教材の工夫など、短時間でも児童が学習できるよう工夫に努めた。

表6 実践内容の推移と時間配分

2013年～2020年

	4クラス(45分)×3回
1回目	篠笛の音出し 5.6の音と《たこたこあがれ》
2回目	打ち指と7の音出し、節づくり
3回目	節の確認と口唱歌、お囃子づくり、祭囃子体験

2023年

	5クラス(35分)×2回
1回目(6.28)	篠笛の音出し 5.6.7の音と《なべなべそこぬけ》
2回目(7.5)	打ち指と節づくり

5クラス分時間割表

(1クラス35分授業×2回)

1組	8:45~9:20
2組	9:30~10:05
3組	10:10~10:45
4組	10:55~11:30
5組	11:35~12:10

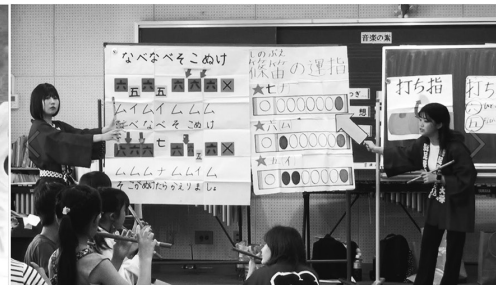
図2 学生によるお囃子提示 (2023・6・28)



カードを用いた節づくり上・下 (2023・7・5)



楽曲の吹き方の提示方法



4-3 小学生のアンケート結果

久本小学校4年生にアンケートを行い、その結果から分析を行う。

4年1組から5組までの回答者については以下の表7のとおりである。

表7 クラスごとの回答者

1 時間目

	回答者	未回答者
4年1組	26	0
4年2組	29	0
4年3組	30	0
4年4組	29	0
4年5組	30	0
回答者合計	144	0

2 時間目

	回答者	未回答者
4年1組	25	2
4年2組	24	6
4年3組	29	0
4年4組	20	3
4年5組	24	5
回答者合計	122	16

表8 1時間目の結果

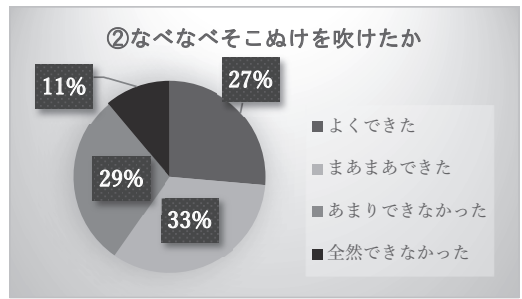
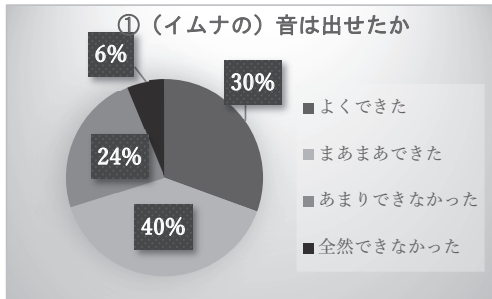
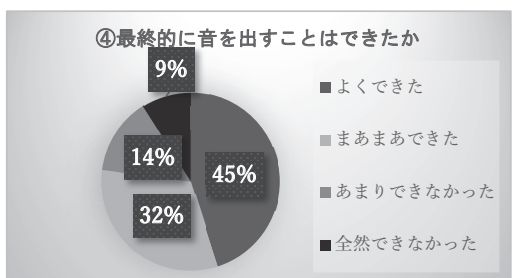
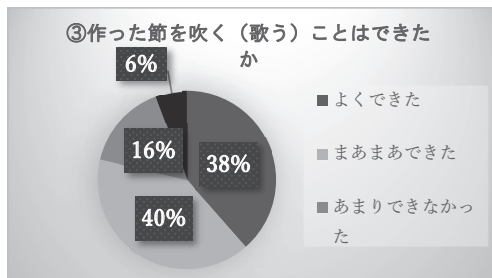
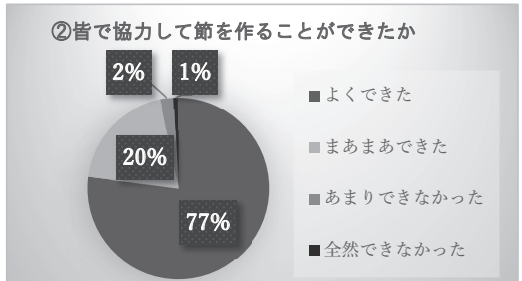
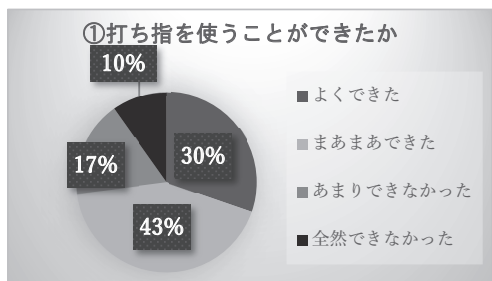


表9 2時間目の結果



4-3-1 分析と考察

以上の結果は、1時間目4年1組から5組の144名からと2時間目122名からアンケートを得た結果である。1時間目のアンケート(表8の①)の結果から、「まあまあできた」と回答した40%の児童の中で、記述では、「口の置き方によっては出ない」、「音がかすれていて音が出ているかわからない」などの回答が多かった。そこで、2時間目には難しいとされる唇の置き方と息の吹き方を重点的に指導するところから始めた。そこから明らかとなったことは、1時間目に比べ2時間目の「よくできた」と感じた児童が、30%から45%となり高い数値を示し、「まあまあできた」を含めると全体で77%(表9の④)となった。児童の姿勢からは、学生の声がけや熱心な指導によって、篠笛を吹くことに関して前向きとなり、表10の太字のように、記述からは「楽しかった」、「音が出て嬉しかった」という感想が多くあった。また、記述にもあるように、音が出ない児童には、篠笛の口形の良い例、悪い例をあげたり、模型を使って説明を加えたりしたことで、吹くことのイメージがわきやすかったと推察され、工夫しながら根気よく対処した成果が、「教え方がわかりやすかった」という声に反映され、最終的に「嬉しい」という感情に結びつくことができた。

表10 小学4年生の2時間目アンケート記述

<ul style="list-style-type: none"> ・しの笛というものは知らなかったけどやってみたら楽しかった。 ・初めは全然吹けなかったけど、なべなべそこぬけ吹けたときは嬉しかった。 ・最初は全然吹けなかったけどお姉さんたちが教えてくれて口の位置もわかって最後の時は全部吹けて嬉しかった。 ・この前はちょっとしかできなかったけど、今日は意外と吹けるようになった。 ・強く息を吹くのが良いと思いました。 ・打ち指や口をつけるところを探すなどは大変だったけど、音を出せたので嬉しかった。 ・音を出すには修行が必要になるけど、たまに音がまあまあ吹けたと思った。 ・またしの笛をすることがあったらもっと打ち指が使えるようにしたい。 ・きれいな音を出すのが難しかった。でも楽しかった。 ・音を出すことが難しかった。音が出て嬉しかった。4班でいいおはやしを作れた。 ・上手く音が出てよかった。口をどの辺に置くといいと教えてくれた。 ・少しだけ最初よりも音は出るようになったけど打ち指は難しかったけど楽しかった。 ・またしの笛をしたい！も一つ練習してお祭りでやるぐらい！私はリコーダーのように指がずれてしまってもうまく吹けない。 ・リコーダーとちがって横に吹く楽器は初めてで、リコーダーだったらすぐに音が出るけどしの笛だと難しい。 ・しの笛がいろいろな音が出て楽しかった。 ・打ち指の指を動かすのをもっと早くしたい。空気の音じゃなく、1回音が出た。 ・打ち指をやるときに指が離れてしまった。だけど、すごくわかりやすかったし楽しかった。 ・音がちょっと出るようになった。楽しかったことは諦めずにやって少しポイントを覚えることができたこと。 ・みんなと笛とリズムも楽しかったから家で買ってやってみたいと思った。 ・息を吹き込んでも音がならなかったけど、だんだんコツをつかめてきて、3回に1回は音が出るようになって嬉しかった。

上記、表10のアンケートでは、児童にとって技能面で難しかったのは、2時間目の授業の前半に教えた打ち指である。

これに関しては、「打ち指が難しかったが練習したい」という前向きな声も多く、打ち指の技法に関しては5クラス6班構成(全30班)の節づくりに、すべての班が打ち指を取り入れた部分を含んで創作された。打ち指の技法を創作の節づくりに活用できた点では児童の意欲を感じたが、限られた時間内で習得することは難しく、今後はその教授法に工夫を施す改善が必要である。

4-4 学生の意識の変化

上記の児童のアンケートにみられた結果は、学生のアンケートと照らし合わせ、大きく3つの観点に集約される。その3点により、学生の指導に対する意識の変化を分析する。

4-4-1 学びの可視化（視覚的支援）の重要性

表 11 学生のアンケート記述

- ・黒板の掲示物や模型を使うことで、丁寧な指導ができると感じた。また、自身の何ができて何をできるようにしたのかを文字に残すことで次回の授業の改善に結びつくと感じた。
- ・口で伝えたり、その場の実践だけではインプットしきれないが、掲示物に文字化や図を示すことで、その情報をもとに自ら見て、考えて、表現することに繋がっていた。
- ・振り返りシートを読んで、児童の素直な感想や自己評価を理解することで、2回目には児童の反応を見て、やる気を起こす言葉を選んだり、より分かりやすい説明を考えたり、授業改善につながった。

分析：1時間目の授業では、運指表、《なべなべそこぬけ》の口唱歌と音の高低を示した楽譜、唇の模型、竹の筒に穴をあけたもの、息の方向性を表示する矢印(→)の提示物、振り返りシートなど、学びを可視化することに多くの準備を要した。実際に1時間目の授業後には、学生から「もっと大きさにわかりやすく提示の仕方を変えたい」、「学生の一人が口唱歌の楽譜、一人が運指表、もう一人が太鼓で拍を大きな動作で打つことで児童がより吹きやすくなるのではないか」など、児童の目線で改善点をあげながら授業を行えるようになっていった。これは学生が大学の教室内でシミュレーションしていた時とは明らかに異なり、現場で直に児童と接し、どこに注意を払うかを学んだ瞬間でもあった。つまり、児童の実態やその場に応じ工夫することで、いかに視覚的支援も含めた教材・教具の工夫が有益であること、その必要性について多くを学び取ることができた。

4-4-2 子どもの学ぶ過程の理解と心情の変化

表 12 学生のアンケート記述

- ・1時間目にできないと嘆く子が多く落ち込んでいたが、2時間目はイムナの音が吹けたという声が多くなり、飛び上がって喜ぶなど感情が豊かだと思った。
- ・音が出ていなくても「〇〇は合っているよ。いいね」「息の音もかすかに音があるよ、それでいいよ」という声掛けで安堵し、引き続き一生懸命取り組もうとしてくれていた。
- ・児童をほめてやる気にさせることを一番考えたので、「できた」という実感が持てた児童は篠笛を継続して学ぶ意思を伝えてくれたり、上達のコツを聞いてくれたりと意欲が前向きになった。
- ・反応が良くても悪くても学ぼうとしてくれる姿勢は誰にでもあると気づき、ポジティブな声掛けによってより真剣にアドバイスを聞いてくれるようになった。
- ・児童の笑顔が増えていくことで、成長がより明確に感じられた。

分析：表12の内容から、学生の「いいね」「いいよ」という肯定的な声かけやできたことをほめて評価してあげる声かけなどが、児童の学ぶ意欲につながっていることが読み取れる。そして、指導をする中で、児童が興味・関心を持ち、主体的に取り組むための手立てと「できた」「わかった」という学びの喜びまでの過程を意識することが大切であることに気づくことができたと考えられる。

4-4-3 個別指導とグループ活動の配慮点

表 13 学生のアンケート記述

<ul style="list-style-type: none"> ・個別ではどこが原因で吹けないのかが明確で、即アドバイスできるところがメリット。グループだと全員に気を配ることが大変である反面、喜びや悲しみを共有することができるところがメリット。 ・個別では丁寧な指導に徹し、グループ活動ではグループ内の児童の理解度を把握することや、多人数になり様々な意見が出ることで、路線がずれすぎないように気を付けて、発言内容を集約する方向に導くことが必要である。 ・個別では一人ひとりに話しかけ、グループでは全員にわかりやすく情報を伝えることが必要。 ・遅れている児童に気づけるか、個別は可能だが、グループではよく様子や反応を見ることが必須。 ・グループや全体に向けて指導するときの話し方や説明力が不足していると、皆に意図が伝わらず、やる気をそぐので指導力をつけないといけない。 ・グループでは児童の発言に差があるのは当然だが、皆平等に接して、発言が少ない児童に気を配り、同等の機会を与えられるような声掛けが必要だ。

分析：この授業では、特に1時間目における篠笛の音出し、イムナの運指、《なべなべそこぬけ》の演奏までと、2時間目の打ち指の教習までは個別指導の体制をとり、節づくりとお囃子発表ではグループ形態で活動した。1時間目の演奏の時点で、児童は周りの篠笛の音にも留意しながら、自身の習熟度を測って活動した。児童の声からも、「他人よりも音が出た」、「綺麗な音を感じることができた」や上手に吹けない児童の感情面に配慮できたのは個別ならではの指導のメリットである。また、グループ活動での注意点には「よく様子や反応を見ることが必須」、「発言が少ない児童に気を配る」など、グループ全体を見ることを体感し、その中での個への配慮があげられた。これまで多人数を指導した経験がない学生が、初めて、数人の児童を指導する役割を持ち、責任を痛感したことはこの実践の成果であるといえる。

5 結論

過去の日本人の伝統的な美意識を背景として、現在にも日本人の伝統を重要視する傾向が見て取れた。現行の学習指導要領には我が国の伝統にかかわる内容は音楽に限らず盛り込まれているが、特に音楽では「生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識」を深め、「我が国や郷土の音楽に親しみ、良さを一層味わえるようにしていくこと」のように、より深く関わることが求められている。これを踏まえて行われたお囃子づくりの実践では、児童、学生ともに篠笛という伝統的な楽器の魅力と向き合いながら、真剣に取り組む姿勢と熱意をもつことを確認することができた。

また、久本神社の祭囃子の断絶に伴い、川崎市高津区の祭囃子について調査する中、昔は江戸祭囃子の神田囃子から目黒囃子、そして諏訪囃子の流れで伝承されていたことが演目の内容から見えた。今後はこの調査をさらに進めていく。更には、50年前にすでに祭囃子の存在が薄れ、溝口神社の祭囃子の情報があるのみで、久本神社の祭囃子の軌跡を辿るには至らなかったが、記録が少ない沼部囃子を探ることが必要であることが判明した。

今回の小学校4年生の篠笛の実践授業では、2時間というこれまでにない短時間での指導により、口唱歌を教えるまでに至らなかった。しかし、小学生の学びは、音が出ること、出なくてもそれが篠笛、という伝統的な奏法や雰囲気を感じたことである。そして、吹くことが未熟でも楽しいと思える内容

が、指導者側の工夫や改善で具現化され、児童に直に伝わり学びとなったことは評価に値する。学生自身が失敗した経験をもとに、技能習得上の過程を、児童にわかりやすく提示する方法と声掛けに反映させたことが児童の共感を得たのだろう。音が出なくても一つの個性だと学生が伝え続けて、救われた小学生が何人いただろうか。つまり、今回の指導では、伝統音楽も西洋音楽と同じく、指導する側のモチベーションによって児童の成長具合と意識は大きく変化するということが顕著となった。技能力が高いことに越したことはないが、それよりも伝えよう、表現したいと思わせる、そのような伝統文化が学校教育の中に芽吹き、児童が今暮らしている地域に関心を示すことが最も必要なことだ。今回の実践を経て、児童の意欲や興味は、今後学校教育にとどまらず、久本の祭囃子の再興のための最初の一步を踏み出したと言え、更に実践を積み重ねていきたい。

今年度は、過去に存在していたこの地域の祭囃子が調査途上であり、およその流派を推定するにとどまった。今後は目黒流派を中心とした調査、及び諏訪神社保存会への聞き取りを予定している。この地域に伝わる祭囃子を明確化するとともに、できるだけ忠実に再現することを目指し、更には古きを温て新しきを知るのごとく、地域に根付く新しい形の祭囃子の再興に向けて研究を進めることとする。

註

- 1 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h30/hakusho/r01/pdf/np101300.pdf> より参照。
- 2 ここでは、日本人にとって美しい・素晴らしいと感じる価値や行動のことを意味している（国土交通白書 2019:20 より）。
- 3 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h30/hakusho/r01/pdf/np101300.pdf> より参照。
- 4 同上
- 5 溝ノ口、二子、下作延、久本、久地、坂戸、諏訪河原、北見方の旧郷村が合併して発足した。
- 6 川崎市の河川 川崎市内には多摩川水系に属する川と、鶴見川水系に属する川が多数あり、治水の安全、用地の確保に、環境を重視した河川改修など多くの問題を解決している。
- 7 子ども教室「みどり」は目黒区立緑ヶ丘小学校区により開講され、コーラスやミニバレー、キッズダンスなど多くの講座の中に目黒ばやしの教室が含まれている。ここでは学年の垣根を越えて楽しく活動が行われる。目黒ばやしは、江戸の祭囃子の古いしきたりを踏まえ、その上に目黒独特の郷土色を作り出したもので、目黒ばやし子ども教室にて練習を重ねている。
- 8 中村規の分類によると、葛西囃子・神田囃子は大間、重松囃子は早間としている。
- 9 <https://touyoko-ensen.com/mini%E2%80%90info/cook/ht-txt/877denentyouhu.html> より参照。

参考文献

- 川崎市 1991「川崎の町名」日本地名研究所編 13-14
- 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 2020『川崎市文化財調査集録 第54集』
- 川崎市建設局土木建設部河川課 2010『川崎の河川「川と街と暮らし」パンフレット』
- 川崎市立久本小学校 1975「今もさかんなおまつり」『創立三十周年記念ひさもと』
- 串田紀代美 1997「東京都の祭囃子－江戸里神楽からの影響をめぐって－」『芸能の科学』25号 101-138
- 高久舞 2017「伝承キーパーソンと祭囃子－東京都大田区、神奈川県川崎市を中心に－」『国学院雑誌』第118巻第4号 198-210
- 竹内敏夫編集 1988「美意識」『美学辞典 増補版』弘文堂 156-157

中村規 2019「切囃子の成立をめぐって：江戸の祭囃子考(2)」『藝能学会』25号 162-179

文部科学省 2018『小学校学習指導要領解説 音楽編』東洋館出版社

川崎市：伝統・民俗芸能－高津区 <https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000001798.html>

(2023/8/10 にアクセス)

川崎市：明治以降の行政区画の推移について <https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-16-10-13-0-0-0-0-0-0.html>

(2023/8/1 にアクセス)

国土交通白書 2019 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h30/hakusho/r01/index.html> (2023/8/1 にアクセス)

高津諏訪神社 <https://takatsu-suwa.jp/> (2023/8/10 にアクセス)

原風景へ ～人々の暮らしが織りなす風景～：むかし村だった街～川崎市高津区(橘樹郡高津村)を歩く

<http://blog.livedoor.jp/chuhanti/archives/55350720.html> (2023/8/1 にアクセス)

緑丘小学校区 子ども教室「みどり」目黒区公式ホームページ <https://www.city.meguro.tokyo.jp/documents/3018/r5-10midorigaoka.pdf> (2023/8/10 にアクセス)

目黒区ホームページ「目黒ばやし」区指定無形民俗文化財(民俗芸能)

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/gakko/bunkazai/shitei/kushitei/megurobayasi.html>

(2023/8/10 にアクセス)

文部科学省「幼保小の架け橋プログラム」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm (2023/4/28 にアクセス)

文部科学省「地域学校共同活動」『国の取組』

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/kyodo.html> (2023/4/28 にアクセス)